都内におけるPCB廃棄物等の保管・使用状況について

このたび、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の届出の結果を、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。なお、今回の保管使用状況届出書は、平成16年1月15日から東京都庁第二本庁舎9階北側、環境局廃棄物対策部において縦覧します。

1 保管量及び使用量

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び東京都PCB適正管理指導要綱」に基づいて届出された平成15年3月末におけるPCB廃棄物の保管量及びPCB製品の使用量は以下のとおりです。

なお、届出事業所数は、7,205事業所となっています。

機器種別	保管量		使用量	
高圧トランス	1,451 台	(1,390台)	253 台	(477台)
高圧コンデンサ	20,429 台	(20,056台)	3,070 台	(2,834台)
照明用安定器	1,110,000個	(1,060,000個)	70,900 個	(87,700個)
PCBを含む油	45 800 Hi	(35,300 リル)		
その他小型機器	247,000 個	(200,000個)	700 個	(160個)
感圧複写紙	67 , 700 kg	6 5,900 kg)		
柱上トランス	25,956 台	(23,692台)	103,000 台	(107,000台)
油として保管	45 240 Ki	(106,670 ปุ่ม)		
微量 PCB 含有機器	40,600 부치	(油量換算)	3,890,000%	(油量換算)

その他小型機器」には、低圧 トランス・コンデンサ、リアクトル、放電コイル等が含まれています。 ()については、前回調査 (平成 14年 3月)の保管量又は使用量です。

微量 PCB 含有機器」とは、従来、PCB が未混入と考えられていた機器から、微量の PCB が検出された機器のことです。昨年、この様な機器の存在が明らかになり、今年度から届け出されています。

2 都内の保有絶縁油量について

微量 PCB 含有機器以外の保管 使用台数等を絶縁油量に換算すると 保管量が約2,500°5、使用量が約6,200°5となります。他に、未届けなど保有状況の確認ができなかった事業所分の約100°5を加えると 都内での保有絶縁油量は約8,800°5と推計されます。

3 PCB廃棄物処理施設について

一都三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に保管されている PCB 廃棄物の処理を目的とした処理施設が、環境事業団により、中央防波堤内側埋立地内に建設されます。平成 17年 11月の稼動に向け、現在、環境影響評価手続き等を行っております。この施設により、都内の PCB 廃棄物は、平成 22年度までに処理される見込みです。

問合せ先 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係 (PCB 担当) 直通 03-5388-3573 内線 42-874